電波法関係審査基準新旧対照表案

別紙 1 無線局の局種別審査基準 (第 4 条関係) 第 1 (略) 第 2 放送局 1 · 2 (略) 別添 下表の条件を満足する周波数を選定すること。  PM 放送局の周波数の選定方法 下表の条件を満足する周波数を選定すること。  PM 放送局の周波数の選定方法 下表の条件を満足する周波数を選定すること。  PM 放送局の周波数の選定方法 下表の条件を満足する周波数を選定すること。ただし、90.0 Mbt以上108Mtz以下の周波数を使用しつうテレビジョン放送以外の放送に係る無線局について基節放き用周波数を使用上しうテレビジョン放送以外の放送に係る無線局について基節放き用周波数を使用上した上で、2 から 2 が成し、下表の 2 が表し、1 で表し、2 でまたでは、1 で表し、2 でまたでは、1 で表し、2 でまたでは、1 で表し、2 でまたでは、2 に加え、2 以下の条件を満足する周波数を選定すること。  PM 放送局の周波数を選定すること。ただし、90.0 Mbt以上108Mtz以下の周波数を使用した。2 でより、2 で表し、2 で表し	
第 2 放送局 1・2 (略) 別添 FM 放送局の周波数の選定方法 下表の条件を満足する周波数を選定すること。 FM 放送局の周波数を使用し うラレビジョン放送以外の放送に係る無線局について基金検放差用周波数使用計画に規定されるまでの PM 放送局(臨時目的放送であって、希望する免許の有効期間が6ヶ月以内のものを除く。)は、下表の に加え、以下の条件を満足する周波数を選定すること。 F 予定放送医域内にラレビジョンがよい内に反域を含んでいる場合は、85.94 おいて同じ。)とされていた区域を含んでいる場合は、85.94 おいて同じ。)とされていた区域を含んでいる場合は、85.94 おいて同じ。)とされていた区域を含んでいる場合は、85.94 おいて同じ。)とされていた区域を含んでいる場合は、85.94 おいて同じ。)とされていた区域を含んでいる場合は、85.94 おいて同じ。)とされていた区域を含んでいる場合は、85.94 おいて同じ。)とされていた区域を含んでいる場合は、85.94 おいて同じ。)とされていた区域を含んでいる場合は、85.05 から88.040ほよで以外の周波数 ケ 予定放送区域内にラレビジョンラチャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.05 から89.940日まで以外の周波数 ケ 予定放送区域内にラレビジョンカチャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.05 から89.940日まで以外の周波数の上のは、85.05 から89.940日まで以外の関波数の上のは、85.05 から89.940日まで以外の関波数の上のは、85.05 から89.940日までは、85.05 から89.05 から89.940日までは、85.05 から89.940日までは、85.05 から89.940日までは、85.05 から89.940日までは、85.05 から89.940日までは、85.05 から89.940日までは、85.05 から89.940日までは	
1・2 (略) 別添  FM 放送局の周波数の選定方法  下表の条件を満足する周波数を選定すること。  FM 放送局の周波数の選定方法  下表の条件を満足する周波数を選定すること。  FM 放送局の周波数の選定方法  下表の条件を満足する周波数を選定すること。  FM 放送局の周波数を適定すること。  FM 放送局の周波数を適定すること。  FM 放送局の周波数を適定すること。  FM 放送局の周波数を使用  FM 放送局の周波数を使用  FM 放送局の周波数を使用  FM 放送局の周波数を適定すること。  FM 放送局の周波数を使用  FM 放送局の周波数を使用  FM 放送局の周波数を使用  FM 放送局の周波数を使用  FM 放送局の周波数を適定すること。  F表の条件を満足する周波数を適定すること。  F表の条件を満足する周波数を適定がに表しまする。  F表の条件を満足する周波数を適定すること。  F表の条件を満足する周波数を適定がに表しまする。  F表の条件を満足する周波数を適定がよる。  F表の条件を満足する周波数を適定がよる。  F表の条件を満足する見速数を適定がよる。  F表の条件を満足する見波数を適定がよる。  F表の条件を満足する見波数を適定がよる。  F表の条件を満足する見波数を適定がよる。  F表の条件を満足する見波数を適定がまる。  F表の条件を満足する見波数を適定がまる。  F表の条件を満足する見波数を適定がまる。  F表の条件を満足する見波数を適定がまる。  F表の条件を満足する見波数を適定がまる。  F表の条件を満足する見波数を適定がまる。  F表の条件を満足する見波数を適定がまる。  F表の条件を満足する見波数を適定がまる。  F表の条件を満足する見波数を適定がまる。  F表の条件を満足する見波数を通りまる。  F表の条件を満足する見波数を通りまる。  F表の条件を満足する見波数を通りまる。  F表の条件を満足する見波数を通りまる。  F表の条件を満足する見波数を通りまる。  FM 放送局に対しまる。  F表の条件を満足する見波数を適定がまる。  F表の条件を満足する見波数を適定がまる。  F表の条件を満足する見波数を適定すること。  F表の条件を満足する見がまる。  FA によるの条件を満足する見がまる。  FA によるの条件を満足する見がまる。  FM によるの条件を満足する見がまる。  FM によるの条件を満足する見がまる。  FM によるの条件を満足する見がまる。  FM によるの条件を満足する。  FM によるの表によるのを除く。)の場によるのを除く。)の表に表しまする。  FA によるの条件を満足する。  FM によるの表によるの表によるの表によるの表による。  FM によるの条件を満足する。  FM によるの表によるの表によるの表によるの表による。  FM によるの表によるの表によるの表によるの表によるの表によるの表によるの表によるの表	
別添     下表の条件を演足する周波数を選定すること。     「下表の条件を演足する周波数を選定すること。     「下表の条件を演足する周波数を選定すること。ただし、90.0Mbz以上108Mbz以下の周波数を使用し     ラテレビジョン放送以外の放送に係る無線局について基幹放送用周波数使用計画に規定されるまでの     「PM放送局(臨時目的放送であって、希望する免許の有効期間が6ヶ月以内のものを除く。)は、下表の     に加え、以下の条件を満足する周波数を選定すること。     アーを放送区域内にテレビジョンが送以外の放送に関する標準テレビジョン放送(地上系(標準テレビン放送のもデジタル放送に関する標準テ式によるものを除く。))の放送区域をいう。以下イ及び     おいて同じ。)とされていた区域を含んでいる場合は、85.9Mbz以下の周波数     おいて同じ。)とされていた区域を含んでいる場合は、85.9Mbz以下の周波数     カーラを放送区域内にテレビジョンを多している場合は、85.0mbzまで以外の周波数     カーラを放送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0mbzまで以外の周波数     カートを放送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0mbzまで以外の周波数     カートを放送区域内にテレビジョン6チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0mbzまで以外の周波数     カートを放送区域内にテレビジョン6チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0mbzまで以外の周波数     カートを放送区域内にテレビジョン6チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0mbzまで以外の周波数     カートを放送区域内にテレビジョン6チャネルの放送区域と含んでいる場合は、85.0mbzまで以外の周波数     カートを表記とは対して対する場合は、85.0mbzまで以外の周波数と次に示す関係になる周波数(当該周波数の上100kbzの範 関内にVRQ(はILSのローカライザの無線局の周波数と次に示す関係になる周波数(当該周波数の上100kbzの範 関内にVRQ(はILSのローカライザの周波数の全部又は一部では関本に関する制限     カートを表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	
FM 放送局の周波数の選定方法 下表の条件を満足する周波数を選定すること。ただし、90.0Mに以上108Mtz以下の周波数を使用し ラテレビジョン放送以外の放送に係る無線局について基幹放送用周波数使用計画に規定されるまでの PM放送局(臨時目的放送であって、希望する免許の有効期間が6ヶ月以内のものを除く。)は、下表の に加え、以下の条件を満足する周波数を選定すること。 ア 予定放送区域内にテレビジョン15 キネルの放送区域(標準テレビン ン放送のうちデジタル放送に関する標準方式によるものを除く。)の放送区域をいう。以下イ及びおいて同じ。)とされていた区域を含んでいる場合は、85.0Mtz以下の周波数 イ 予定放送区域内にテレビジョン4チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0mtz、以下の条件を満足する周波数(高速を選定すると)の放送区域をですること。 ア 予定放送区域内にテレビジョン4チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0mtz、以下の及びおいて同じ。)とされていた区域を含んでいる場合は、85.0mtz、での局波数 イ 予定放送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0mtz、での局波数に関する制限  1 航空機緊急遭難周波数 243Mtz に対す る混信排除に関する制限 2 VOR 又は ILS のローカライザの無線局の周波数と次に示す関係になる周波数(当該周波数の±100ktzの範囲内にアレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0mtz、での日波数は選定不可。 る混信排除に関する制限  1 航空機緊急遭難周波数 243Mtz に対す る混信排除に関する制限  2 VOR 又は ILS のローカライザの無線局の周波数と次に示す関係になる固放数(当該周波数の±100ktzの範囲内にアレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0mtz、での日波数は選定不可。 る混信排除に関する制限	
下表の条件を満足する周波数を選定すること。       で表の条件を満足する周波数を選定すること。ただし、90.0MHz以上108MHz以下の周波数を使用し うテレビジョン放送以外の放送に係る無線局について基幹放送用周波数使用計画に規定されるまでの PM放送局(臨時目的放送であって、希望する免許の有効期間が6ヶ月以内のものを除く。)は、下表の PM放送局(臨時目的放送であって、希望する免許の有効期間が6ヶ月以内のものを除く。)は、下表の PM放送局(臨時目的放送であって、希望する発力を開業すること。         で加え、以下の条件を満足する周波数を選定すること。       で表放送区域内にテレビジョンがまでは、以下の条件を満足する周波数を選定すること。ただし、90.0MHz以上108MHz以下の周波数を使用し うテレビジョンが送りない。         で加え、以下の条件を満足する周波数を選定すること。ただし、90.0MHz以上108MHz以下の周波数を強にがまる。       で加え、以下の条件を満足する周波数を選集すること。 でおいる集合は、85.0MHzとで以手でネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0MHzとで以外の周波数 ・ 予定放送区域内にテレビジョン4チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0MHzをで以外の周波数 ウーデ定放送区域内にテレビジョン4チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0MHzをで以外の周波数 ウーデを放送区域内にテレビジョン4チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0MHzをで以外の周波数 ウーデを放送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0MHzをで以外の周波数 ・ 予89.9MHzをで以外の周波数 ウーを放送区域内にテレビジョン6チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0MHzをで以外の周波数 ウーを放送区域内にテレビジョン6チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0MHzをで以外の周波数 ウーを放送区域内にテレビジョン6チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0MHzを対象を通りでは、85.0MHzを含んでいる場合は、85.0MHzを含んでいる場合は、85.0MHzを含んでいる場合は、85.0MHzを含んでいる場合は、85.0MHzを含んでいる場合は、85.0MHzを含んでいる場合は、85.0MHzを含んでいる場合は、85.0MHzを含んでいる場合は、85.0MHzを含んでいる場合は、85.0MHzを含んでいる場合は、85.0MHzを含んでいる場合は、85.0MHzを含んでいる場合は、85.0MHzを含んでいる場合は、85.0MHzを含んでいる場合は、85.0MHzを含んでいる場合は、85.0MHzを含んでいる場合は、85.0MHzを含んでいる場合は、85.0MHzを含んでは、85.0MHzを含んでは、85.0MHzを含んでいる場合は、85.0MHzを含んでいる場合は、85.0MHzを含んでは、85.0MHzを	
ラテレビジョン放送以外の放送に係る無線局について基幹放送用周波数使用計画に規定されるまでの PM放送局(臨時目的放送であって、希望する免許の有効期間が6ヶ月以内のものを除く。)は、下表の に加え、以下の条件を満足する周波数を選定すること。 ア 予定放送区域内にテレビジョン1方キネルの放送区域(標準テレビジョン放送(地上系(標準テレビ・ ン放送のうちデジタル放送に関する標準方式によるものを除く。))の放送区域をいう。以下イ及び おいて同じ。)とされていた区域を含んでいる場合は、85.9MHz以下の周波数 イ 予定放送区域内にテレビジョン4チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0 から88.0MHzまで以外の周波数 ウ 予定放送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0 から89.9MHzまで以外の周波数 ウ 予定放送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、88.0 から89.9MHzまで以外の周波数 ウ 予定放送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、88.0 から89.9MHzまで以外の周波数 ウ 予定放送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、88.0 から89.9MHzまで以外の周波数 ウ 予定放送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、88.0 から89.9MHzまで以外の周波数 ウ 予定放送区域内にテレビジョン15チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、88.0 から89.9MHzまで以外の周波数 ウ 予定放送区域内にテレビジョン15チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、88.0 から89.9MHzまで以外の周波数 ウ 予定放送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、88.0 から89.9MHzまで以外の周波数 ウ 予定放送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、88.0 から89.9MHzまで以外の周波数 ウ 予定放送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、88.0 から89.9MHzまで以外の周波数 ウ 予定放送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、88.0 から89.9MHzまで以外の周波数 ウ 予定放送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、88.0 から89.9MHzまで以外の周波数 ウ 予定放送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、88.0 から89.9MHzまで以外の周波数 ウ る混合は、80.0 1 航空機繁急遭難周波数 243MHz に対す る混信排除に関する制限	
FM放送局(臨時目的放送であって、希望する免許の有効期間が6ヶ月以内のものを除く。)は、下妻のまた加え、以下の条件を満足する周波数を選定すること。ア 予定放送区域内にテレビジョン1チャネルの放送区域(標準テレビジョン放送(地上系(標準テレビジン放送の)もデジタル放送に関する標準方式によるものを除く。))の放送区域をいう。以下イ及びおいて同じ。)とされていた区域を含んでいる場合は、85.9MHz以下の周波数イ 予定放送区域内にテレビジョン4チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0 Mplzをで以外の周波数 ウ 予定放送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0 mplzをで以外の周波数 ウ 予定放送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0 mplzをで以外の周波数 ウ 予定放送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0 mplzをで以外の周波数 ウ 予定放送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0 mplzを可能を含んでいる場合は、85.0 mplzをで以外の周波数 ウ 予定放送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0 mplzを含んでいる場合は、85.0 mplzを含んでは、85.0 mplzを含んでは、85.0 mplzを含んでいる場合は、85.0 mplzを含んでは、85.0 mplzを含んでは、85.0 mplzを含んでは、85.0 mplzを含んでは、85.0 mplzを含んでいる場合は、85.0 mplzを含んでは、85.0	て行
に加え、以下の条件を満足する周波数を選定すること。	)間、
T 予定放送区域内にテレビジョン1チャネルの放送区域(標準テレビジョン放送(地上系(標準テレビジン放送のうちデジタル放送に関する標準方式によるものを除く。))の放送区域をいう。以下イ及びおいて同じ。)とされていた区域を含んでいる場合は、85.9MHz以下の周波数へ予定放送区域内にテレビジョン4チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0MHzまで以外の周波数ウラ定放送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0mら88.0MHzまで以外の周波数ウラ定放送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、88.0mら89.9MHzまで以外の周波数ウラル送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0mら89.9MHzまで以外の周波数ウラル送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0mら89.9MHzまで以外の周波数ウラル送区域内にテレビジョン1チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0mら89.9MHzまで以外の周波数ウラル送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0mら89.9MHzまで以外の周波数ウラル送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0mら89.9MHzまで以外の周波数ウラル送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0mら89.9MHzまで以外の周波数位域を含んでいる場合は、85.0mら89.9MHzまで以外の周波数位域を含んでいる場合は、85.0mら89.9MHzまで以外の周波数位域を含んでいる場合は、85.0mら89.9MHzまで以外の周波数位域を含んでいる場合は、85.0mら89.9MHzまで以外の周波数位域を含んでいる場合は、85.0mら89.9MHzまで以外の周波数位域を含んでいる場合は、85.0mら89.9MHzまで以外の周波数位域を含んでいる場合は、85.0mら89.9MHzまで以外の周波数位域を含んでいる場合は、85.0mら89.9MHzまで以外の周波数位域を含んでいる場合は、85.0mら89.9MHzまで以外の周波数位域を含んでいる場合は、85.0mら89.9MHzまで以外の周波数と次に、元子域に関する制限	)条件
シ放送のうちデジタル放送に関する標準方式によるものを除く。))の放送区域をいう。以下イ及びおいて同じ。)とされていた区域を含んでいる場合は、85.9MHz以下の周波数   予定放送区域内にテレビジョン4チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0 から88.0MHzまで以外の周波数   予定放送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0 から88.0MHzまで以外の周波数   予定放送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0 から89.9MHzまで以外の周波数   予定放送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0 から89.9MHzまで以外の周波数   予定放送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0 から89.9MHzまで以外の周波数   予定放送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0 から89.9MHzまで以外の周波数   予定放送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0 から89.9MHzまで以外の周波数   予定放送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0 から89.9MHzまで以外の周波数   可能を表している場合は、85.0 から89.9MHzまで以外の周波数   243MHz に対す る混信排除に関する制限   おことの下が検討   おことの下が表記を表している場合は、85.0 がら89.9MHzまで以外の周波数   おことの下が表記を表している場合は、85.0 がら89.9MHzまで以外の周波数   1 航空機緊急遭難周波数 243MHz に対す る混信排除に関する制限   1 航空機緊急適能を表している場合は、85.0 を表している場合は、85.0 を表している。	
おいて同じ。) とされていた区域を含んでいる場合は、85.9MHz以下の周波数	゚゙ジョ
1 航空機緊急遭難周波数 243MHz に対す る混信排除に関する制限       80.8MHz から 81.2MHz までの周波数は選定不可。 る混信排除に関する制限       1 航空機緊急遭難周波数 243MHz に対す の円力ライザの無線局の周波数と次に示す関係になる周波数 (当該周波数の±100kHzの範囲内にVOR又はILSのローカライザの周波数の全部又は一部が重複する場合に限る。) 以外のものを選出のよりで表現します。 以外のものを選出する場合に限る。) は、2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	ドウに
から88.0MHzまで以外の周波数	
ウ 予定放送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、88.0         1 航空機緊急遭難周波数 243MHz に対す る混信排除に関する制限       80.8MHz から 81.2MHz までの周波数は選定不可。         2 VOR 又は ILS のローカライザの無線局への干渉検討       VOR又はILSのローカライザの無線局の周波数と次に示す関係になる周波数 (当該周波数の±100kHzの範囲内にVOR又はILSのローカライザの周波数の全部又は一部が重複する場合に限る。) 以外のものを選	. OMHz
1 航空機緊急遭難周波数 243MHz に対する混信排除に関する制限       80.8MHz から 81.2MHz までの周波数は選定不可。         2 VOR 又は ILS のローカライザの無線局への干渉検討       VOR又はILSのローカライザの無線局の周波数と次に示す関係になる周波数 (当該周波数の±100kHzの範囲内にVOR又はILSのローカライザの周波数の全部又は一部が重複する場合に限る。) 以外のものを選             から89.9MHzまで以外の周波数         1 航空機緊急遭難周波数 243MHz に対する現場に対する場所に対する制限            1 航空機緊急遭難周波数 243MHz に対する現所に関する制限	
1 航空機緊急遭難周波数 243MHz に対す る混信排除に関する制限       80.8MHz から 81.2MHz までの周波数は選定不可。         2 VOR 又は ILS のローカライザの無線局への干渉検討       VOR又はILSのローカライザの無線局の周波数と次に示す関係になる周波数(当該周波数の±100kHzの範囲内にVOR又はILSのローカライザの周波数の全部又は一部が重複する場合に限る。)以外のものを選             1 航空機緊急遭難周波数 243MHz に対す る混信排除に関する制限	OMHz
3 混信排除に関する制限       2 VOR 又は ILS のローカライザの無線局 への干渉検討       VOR又はILSのローカライザの無線局の周波数と次に 示す関係になる周波数(当該周波数の±100kHzの範 囲内にVOR又はILSのローカライザの周波数の全部又 は一部が重複する場合に限る。) 以外のものを選       る混信排除に関する制限	
3 混信排除に関する制限       2 VOR 又は ILS のローカライザの無線局 への干渉検討       VOR又はILSのローカライザの無線局の周波数と次に 示す関係になる周波数(当該周波数の±100kHzの範 囲内にVOR又はILSのローカライザの周波数の全部又 は一部が重複する場合に限る。) 以外のものを選       る混信排除に関する制限	
2 VOR 又は ILS のローカライザの無線局       VOR又はILSのローカライザの無線局の周波数と次に	
一への干渉検討       示寸関係になる周波数 (当該周波数の±100kHzの範囲内にVOR又はILSのローカライザの周波数の全部又は一部が重複する場合に限る。) 以外のものを選	
囲内にVOR又はILSのローカライザの周波数の全部又 は一部が重複する場合に限る。) 以外のものを選	
は一部が重複する場合に限る。)以外のものを選	
$\underline{\underline{\mathbb{Q}}}$ $\underline{2f_1-f_2}$ $\underline{MHz}$	
$\underline{CCC}, \underline{f_1}, \underline{f_2}, \underline{RV}, \underline{f_3}, \underline{tk}, \underline{VORZ}, \underline{tilsod}$	
ーカライザの無線局の覆域と放送区域が重複又は近 は カスカロス ボバース アンドバン スタース アンドバン アンドバン スタース アンドバン スタース アンドバン アンドバン スタース アンドバン スタース アンドバン アンドバル アンドバン アンド	
接する自局及び他のFM放送局の周波数を示す。	
ただし、 $f_1 \ge f_2 \ge f_3 \ge U$ 、他のFM放送局が $1$ 局のみの	
場合は①の計算のみを行うこと。	_
3 他の FM 放送局の送信空中線と共建又 運用時間が異なる等により、他の FM 放送局に混信 は近傍に設置する場合の制限 を与えるおそれがない場合を除き、他の FM 放送局に混信 は近傍に設置する場合の制限 を与えるおそれがない場合を除き、他の FM 放送局に混信	
	ij
と自局との周波数差±800kHz 以上のものを選定。 と自局との周波数差±800kHz 以上のものを選定。 と自局との周波数差±800kHz 以上のものを選定。 と自局との周波数差±800kHz 以上のものを選定。 と自局との周波数差±800kHz 以上のものを選定。 と自局との周波数差±800kHz 以上のものを選定。	<del></del>
<u>4</u> 他の FM 放达局と放达区域が里復する   当該 FM 放达局の周波数と、10.7±0.1MHz 差の関係   <u>3</u> 他の FM 放达局と放达区域が里復する   当該 FM 放达局の周波数と、10.7±0.1MHz 差の関係   場合の制限   にある周波数以外を選定。	is .
場合の制限   にある周波剱以外を選定。   場合の制限   にある周波剱以外を選定。   場合の制限   にある周波剱以外を選定。   5 自局の予定放送区域内における他のF 自局の電波の予想電界強度値と他の基幹放送局の電   4 自局の予定放送区域内における他のF 自局の電波の予想電界強度値と他の基幹放送局の電	E
<u>1</u> 目前の子足放送区域内における他のドー目前の電波の子恋電外強度値と他の差軒放送前の電   <u>4</u> 目前の子足放送区域内における他のドー目前の電波の子恋電外強度値と他の差軒放送前の電   M 放送局からの干渉検討   波の電界強度値とが、次の混信保護比を満足する周   M 放送局からの干渉検討   波の電界強度値とが、次の混信保護比を満足する周	_
M 放送向がらの十多使的	Ü
(X) 然 亿 选 足。	
周波数差 0kHz 混信保護比 36dB 周波数差 0kHz 混信保護比 36dB	.В
100kHz 33dB 100kHz 33dB	
100kHz 33dB 100kHz 33dB	ם

	200kHz	7dB
	300kHz	—10dB
	400kHz	—25dB
6 他の FM 放送局の放送区域内における 干渉検討	他の放送局の放送区域フリンジにおけるの予想電界強度値が、上記 <u>5</u> に示す混信 足する周波数を選定。	
7 放送波中継回線に対する干渉検討	(1) 放送波中継回線に対する自局の電 界強度値が次の混信保護比を満足する 定。	
	周波数差 0kHz 混信保護比	60dE
	100kHz	55dE
	200kHz	40dE
	300kHz	10dE
	400kHz	-20dE
	500kHz	—30dE
	600kHz	-40dB
	700kHz	-50dB
	800kHz	-60dB
	(2) 上記(1)のほか、受信空中線の指向 及び中継局の受信設備の干渉除去のた 考慮。	
8 自局の予定放送区域内における他の	99MHz を超え 108MHz 以下の周波数の電波	皮を使用する
FM放送局に対する干渉検討	地上基幹放送局を用いて行うマルチメ	
	(以下この表において「V-Low マルチ	
	送」という。)の放送局又は他の FM 放送	
	と次に示す関係になる周波数以外を占す の上限から下限までを考慮して選定。	月月仅数审幅
	$2f_1 - f_2 \text{ MHz}$	
	<u>ここで「f<sub>1</sub>」及び「f<sub>2</sub>」は、自局及び V</u>	
	メディア放送の放送局又は他の FM 放送	送局の周波数
	を示す。	- 4 田冲私い
9 一般無線局からのFM放送受信に対す る王海検討	一般無線局の <u>周波数</u> と次に示す関係にな 外を選定。	よる周波数以
る干渉検討	外で選足。 ① (f-2IF)±400kHz	
	② $((f-IF) \times 2 \pm IF) \pm 400 \text{kHz}$	
	$3 \text{ f/}2\pm400\text{kHz}$	

	200kHz 7d
	300kHz — 10d
	400kHz — 25d
<u>5</u> 他の FM 放送局の放送区域内における 干渉検討	他の放送局の放送区域フリンジにおける自局の電波の予想電界強度値が、上記 <u>4</u> に示す混信保護比を満足する周波数を選定。
6 放送波中継回線に対する干渉検討	(1) 放送波中継回線に対する自局の電波の予想電 界強度値が次の混信保護比を満足する周波数を選 定。
	周波数差 0kHz 混信保護比 60dl
	100kHz 55dl
	200kHz 40dl
	300kHz 10dl
	400kHz — 20dl
	500kHz — 30dl
	$600 \mathrm{kHz}$ $-40 \mathrm{dl}$
	700kHz — 50dl
	800kHz — 60dl
	(2) 上記(1)のほか、受信空中線の指向性、偏波面 及び中継局の受信設備の干渉除去のための措置を 考慮。
7 一般無線局からのFM放送受信に対する干渉検討	ー般無線局の <u>電波</u> と次に示す関係になる周波数以タを選定。     ① (f-2IF)±400kHz     ② ((f-IF)×2±IF)±400kHz     ③ f/2±400kHz     ④ 2f±400kHz

	ここで、「f」は自局の周波数及び「IF」は FM 放送 受信機の中間周波数を示す。
10 一般無線局への干渉検討	一般無線局(電波天文業務を含む。)への混信を排除 するため、自局の電波の高調波及び他の無線局との 相互変調積等の関係が想定されない周波数を選定。

3~5 (略) 第3~第25 (略)

	ここで、「f」は自局の周波数及び「IF」は FM 放送 受信機の中間周波数を示す。
8 一般無線局への干渉検討	一般無線局(電波天文業務を含む。)への混信を排除 するため、自局の電波の高調波及び他の無線局との 相互変調積等の関係が想定されない周波数を選定。

3~5 (略) 第3~第25 (略)